二九〇三・七五	ジクロロペンタフルオロプロパン
二九〇三・七六	ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン及びジブロモテトラフルオロエタン
二九〇三・七七	その他のペルハロゲン化誘導体（ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）
二九〇三・七八	その他のペルハロゲン化誘導体
二九〇三・七九	その他のもの
二九〇三・八一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体
二九〇三・八二	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（ＨＣＨ（ＩＳＯ））（リンデン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）を含む。）
二九〇三・八九	アルドリン（ＩＳＯ）、クロルデン（ＩＳＯ）及びヘプタクロル（ＩＳＯ）
	一　クロルデン
	二　アルドリン及びヘプタクロル
二九〇三・九九	その他のもの
二九〇八・九二	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体
二九〇三・九一	クロロベンゼン、オルト―ジクロロベンゼン及びパラ―ジクロロベンゼン
二九〇三・九二	ヘキサクロロベンゼン（ＩＳＯ）及びＤＤＴ（ＩＳＯ）（クロフェノタン（ＩＮＮ）、一・一―ビス（パラ―クロロフェニル）―二・二・二―トリクロロエタン）
	その他のもの

四・六％	
四・六％	
四・六％	
四・六％	
四・六％	
四・六％	
四・六％	
無税	
四・六％	
四・六％	
四・六％	
四・六％	
四・六％	

別表第二九・一二項中

「二九一二・三〇	アルデヒドアルコール
二九一二・四一	アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド
バニリン（四―ヒドロキシ―三―メトキシベンズアルデヒド）	五・三％」

を

五・三％	
五・三％」	

に改め、同表第二九一二・四九号を次のように改める。

二九一二・四九	その他のもの
	一　アルデヒドアルコール
	二　その他のもの

五・三％	
四・六％	

別表第二九一四・二一号を削り、同表第二九一四・二九号を次のように改める。

二九一四・二九	その他のもの
	一　しょう脳
	(一)　融点が一七五度未満のもの
	(二)　その他のもの
	二　その他のもの

無税	
六・六％	
四・六％	

別表第二九一六・一五号の次に次の一号を加える。

二九一六・一六	ビナパクリル（ＩＳＯ）

六・四％	

別表第二九一六・三五号及び第二九一六・三六号を削る。

別表第二九・三一項を次のように改める。

二九・三一	その他のオルガノインオルガニック化合物
二九三一・一〇	テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛
二九三一・二〇	トリブチルすず化合物
二九三一・九〇	その他のもの

四・六％	
四・六％	
四・六％	

別表第二九・三二項中

「二九三二・二一	ラクトン
二九三二・二九	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリンその他のラクトン
一　サントニン	
二　その他のもの	

五・三％	
無税	
四・六％」	

を

五・三％	
無税	
四・六％	

に改める。

「二九三二・二〇	ラクトン
一　クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	
二　サントニン	
三　その他のもの	

五・三％	
無税	
四・六％」	

別表第二九・三七項中

「二九三七・三一	カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物
二九三七・三九	エピネフリン
二九三七・四〇	その他のもの
	アミノ酸誘導体

無税	
無税	
無税」	

を

無税	
無税	
無税	

削る。

別表第二九三九・四三号の次に次の一号を加える。

二九三九・四四	ノルエフェドリン及びその塩

無税	

別表第三〇類の注1中(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b)　喫煙者の禁煙補助用の調製品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第二一・〇六項及び第三八・二四項参照）

四九号を次のように改める。

二九一二・四九	その他のもの
	一　アルデヒドアルコール
	二　その他のもの

五・三％	
四・六％	